主 文

原判決中その有罪部分を破棄する。

被告人Aを懲役六月に処する。

但し本裁判確定の日から弐年間右刑の執行を猶予する。

被告人Bを、原判示第一の各譲渡行為(昭和二十九年十二月二日附起訴 状添附の別表第一の整理番号一乃至三六の各製造たばこ譲渡行為)につき、それぞ れ罰金千五百円に処する。

被告人Cを、懲役六月及び原判示第二の各譲渡行為(右起訴状添附別表第二の整理番号一ないし一五、一七ないし四四の各製造たばこ譲渡行為)につき、それぞれ罰金弐千円に処する。

被告人B、同Cにおいて右各罰金を完納することができないときは、金 五百円を壱日に換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

被告人Cに対し、本裁判確定の日から四年間右懲役刑の執行を猶予す

る。

日本専売公社D地方局が、昭和二十九年十一月二日被告人A方において同被告人から押収した外国たばこクール壱千本、同フイリツプモリス四百本及びラッキイストライク弐百本(以上同地方局保管)を同被告人から没収する。

被告人人から金参拾八万四千八百円を、被告人Bから金拾八万弐千円を、被告人Cから金弐拾万八千円をそれぞれ追徴する。

原判決中の無罪部分に対する本件控訴はこれを棄却する。

里 由

本件控訴の趣意は、東京高等検察庁検事小出文彦提出にかかる宇都宮地方検察庁 検察官検事軽部武作成名義の控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、これを 茲に引用する。

よつて先づ所論前段について考察するのに、たばこ専売法第七十五条第二項には「前項の物件を他に譲り渡し、若しくは消費したとき又は他に物件の所有者があるで没収することのできないときはその価額を追徴する」とあるのであるから、苟も同条第一項所定の物件を他に譲り渡した事実ある以上、その物件の価額を追徴なければならないものと解せざるを得ない。この事は、同法が、国のたばこ専売権を厳に保護し、もつて国の財政収入を確保せんとする趣旨から、たばこ種子の輸入、採取、消費、所持、たばこの耕作、葉たばこの納付、消費、所持、買取、輸入、売渡、製造たばこの製造、輸入、販売等たばこの専売権を侵害する虞ある事項につき広汎に亘つて厳格な規制を設けていることからいつても、優に首肯し得るところである。

〈要旨第二〉次に、所論後段について考察するのに、たばこ専売法第七十五条第二項にいわゆるその価額の追徴とは、現〈/要旨第二〉実の違反取引の価額の如何にかかわらず、その物件の客観的に適正な価額の追徴を意味し、当該物件が、日本専売公社によつて定価の公示された製造たばこに該当するものと認められるものにかかるときは、その価格によるべく、その公示した定価なきときは、客観的に適正と認められる価額によるを相当とする。蓋し、国が、たばこの専売を独占し、もつて国の財政収入の確保を図るため特段に、同法第七十五条法る必要没収、必要追徴の規定

を設けた趣旨に照らし斯かく解するを相当とするばかりでなく、若し斯かく解しないときは、取引価格なき消費や無償譲渡ないしは公示された価格のない違反たる。の譲渡の如き場合等をも含め価額を統一して解決することができないからなる。果して然らば、原審が、被告人Aの譲り受けた日本専売公社の売渡しているもばこ(外国たばこ)の適正価格は、同公社で小売定価を公示して売渡している輸入とが言れているであるカール共にそれぞれーカーとの譲近であることが証拠上(記録五三八丁参照)明白であるにかかわらず、その譲づべき価額を現実の取引価格におき、しかも、譲受価格中の最低半五年の適用を誤すべき価額を追徴したのは、とりも直さず、たばこ専売法第七十五年の適用を誤すりたるに帰し、その誤が、判決に影響を免かれない。論旨もまた明らかであるから原判決は、この点においてその破棄を免かれない。論目もまた理由がある。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 三宅富士郎 判事 河原徳治 判事 遠藤吉彦)